

租税のヨーロッパ統合史

—付加価値税はどのようにフランスからヨーロッパ諸国へ伝播したのか—*

専修大学 小西 杏奈

本報告は、フランスで創設された付加価値税が、欧州において共通税として制度化されるに至った歴史的過程を論じる。1954年にフランスで誕生した付加価値税は、税によって経済主体の意思決定が歪められないことを重視する「税の中立性」の理念に基づいて導入された。この新しい売上税では、インボイスを用いた「前段階税額控除」の仕組みを通じて取引ごとの税負担の累積を排し、企業の投資や輸出を促進することが目指された。

本報告はまず、この新しい税制がどのような経済的・財政的状况で生み出されたのかを分析する。フランスでは第二次世界大戦以前から、取引ごとに累積する売上税の負担が問題視されており、税務当局はその是正策を模索していた。その過程で1948年に導入された「分割納付制度」は、後に付加価値税の核心をなす「前段階税額控除」の原型となる制度であった。また当時のフランスでは、経済計画と国有化を柱とする経済政策が展開されていたが、その限界を認識した一部の政治家や官僚は歪みのない自由市場の創設を重視する改革を志向していた。付加価値税は、こうした当時の政策思想と租税官僚のイニシアティブによって生まれた制度であった。

続いて本報告は、このフランスで生まれた税制がなぜEEC（欧州経済共同体、EUの前身）において共通税として採用されるに至ったのかを検討する。1957年に署名されたローマ条約によって目指された共同市場は域内の自由貿易を前提とするものであった。そのため、国境を越えた取引においても税の中立性を確保できる付加価値税は、共同市場の理念と高い親和性を有していた。

しかし共通付加価値税は、共同市場の理念から必然的帰結として創設されたわけではない。当初は多くの加盟国が共通税として付加価値税を導入することに反対しており、そもそも他の売上税制が共通税として導入される可能性が高かった。また、欧州委員会と各加盟国の間では、付加価値税に対する認識や制度設計をめぐる意見の相違が存在していたのである。

本報告では、ヨーロッパレベルで繰り広げられる欧州委員会と加盟国間の交渉過程を分析し、最終的にフランスが提唱していた付加価値税が採用されるに至った経緯を明らかにする。そして、「付加価値税は企業課税ではなく最終消費者が負担する消費課税である」というフランスが提唱した理念が、交渉を通じて他の加盟国にも受け入れられたことが、付加価値税がヨーロッパの共通税として制度化されるために特に重要であったことを実証する。

* 本報告の内容は、2026年1月に刊行された拙著『租税のヨーロッパ統合史——付加価値税の創設から世界的普及へ』（名古屋大学出版会）をもとに構成されています。